

こども家庭庁任期付職員の採用について  
成育局保育政策課認可外保育施設担当室 主査（係長級）

1. 職務内容	<p>こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室における主査として、</p> <p>① 保育施設等にかかる指導監査基準等の企画立案に関すること</p> <p>② 保育施設等の適正運営を確保する指導監査の実施の補助に関すること</p> <p>③ 保育施設等への研修及び相談業務等の実施や保育政策に関する有識者会議等の運営支援に関すること</p> <p>等を行う。</p>
2. 求める人材	<p>下記（１）～（３）の要件すべてに適合する者</p> <p>（１）法人に対する監査等の経験を有する者又は法人の経理や人事管理に関する業務について、学問上又は業務上の経験などを通じて、一定の知見を有する者</p> <p>（２）上記（１）の経験年数が合計４年以上の者</p> <p>（３）調査・研究機関、企業、行政等において上記の経験年数を含めて概ね７年以上の職歴を有する者</p>
3. 応募資格	<p>1. 大学卒業又は同等以上の学力を有することが望ましいこと</p> <p>2. 上記「求める人材」に記載された実務経験を有すること</p> <p>3. 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者</p> <p>4. 日本国籍を有する者</p> <p>なお、次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。</p> <p>（１）日本国籍を有しない者</p> <p>（２）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（３）一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者</p> <p>（４）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>（５）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）</p>
4. 採用予定人数	若干名
5. 採用予定期間	<p>令和 6 年 9 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで</p> <p>（職務の状況によっては任期の更新等もあり得ます。）</p>
6. 勤務地	こども家庭庁本庁（東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング）
7. 採用形態・給与等	<p>（１）採用形態</p> <p>一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年</p>

	<p>法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。)に基づき、常勤の国家公務員として採用を予定しています。</p> <p>(2) 採用予定官職 内閣府事務官 (成育局保育政策課認可外保育施設担当室 主査) (予定)</p> <p>(3) 給与 給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律 (昭和 25 年法律第 95 号) に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。</p>
8. 勤務時間・休暇等	<p>(1) 勤務時間・休暇等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間: 午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分 (昼休み 1 時間を含む。土、日、休日を除く。)</li> <li>・休暇: 年次休暇 20 日 (年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20 日を限度に翌年に繰越可。)、特別休暇、病気休暇、介護休暇</li> </ul> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) 等に基づき、兼業に当たっては制限があります。また、業務上知りえた情報について守秘義務が課されることとなります。</li> </ul>
9. 選考方法	<p>一次選考: 書類審査、二次選考: 面接</p> <p>※書類審査の結果、二次選考 (面接) を行うこととなった方のみに二次選考の日時・場所等を 1 週間以内にご連絡いたします。</p>
10. 応募要領	<p>(1) 応募方法</p> <p>下記提出書類を担当あて提出 (郵送の場合は応募締切日必着) してください。(応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。責任を持って破棄いたします。)</p> <p>(2) 提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① (様式) 履歴書 ※カラー写真貼付、メールアドレス記載</li> <li>② 志望理由をまとめたもの (A4 横書)</li> <li>③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの (A4 横書)</li> </ol> <p>(注) 専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類があれば、写しをご提出ください。</p> <p>(3) 提出先</p> <p>〒100-6003 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 21 階 こども家庭庁成育局保育政策課総務係 メールアドレス: hoikuseisaku.soumu@cfa.go.jp</p> <p>※件名又は封筒に「任期付職員 (成育局保育政策課認可外保育施設担当室 主査) 応募」と必ず記載の上提出してください。</p> <p>(4) 応募受付期間</p>

	令和6年7月17日(水) 必着
11. 問い合わせ先	こども家庭庁成育局保育政策課総務係 電話：03-6859-0031 メールアドレス：hoikuseisaku.soumu@cfa.go.jp
12. 備考	1. 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職する必要があります。(休職は不可) 2. 採用内定者には、健康診断を受診(自己負担により任意の医療機関で実施)していただきます。 3. 身分証明証にマイナンバーカードを使用します。お持ちでない方は、マイナンバーカード取得をお願いいたします。